

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための 地方税法等の一部を改正する法律の概要について

1 寄附金税額控除について

- ① 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引下げる。
- ② 認定 N P O 法人以外の N P O 法人への寄附金であっても、地方団体が住民の福祉に寄与する寄附金として、条例で指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。

【この改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税（平成 23 年中の寄附金から対象）に適用】

2 金融証券税制について

- ① 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率 3%（道府県民税 1.2% 市区町村民税 1.8%）の特例を 2 年（平成 24 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）延長する。
- ② このことに伴い、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率 3% の特例を 2 年（平成 25 年 12 月 31 日まで）延長するとともに、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を 2 年（平成 27 年 1 月 1 日）延長する。

3 その他

- ① 地方税に関する罰則については、課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、国税の見直し内容等を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

【公布の日から起算して 2 月を経過した日以後に適用】

- ② 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間 1,500 頭（現行 2,000 頭）を超える部分にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成 27 年度（現行平成 24 年度）まで延長する。

【平成 25 年度分以後の個人住民税について適用】